

入 札 公 告

沖縄県が発注する令和８年度北上防止柵維持管理業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和８年８月１９日

沖縄県知事 玉城 康裕

１ 一般競争入札に付する事項

- (１) 業務名 令和８年度北上防止柵維持管理業務
- (２) 業務期間 契約締結の日から令和９年３月１９日まで
- (３) 業務実施場所 仕様書のとおり
- (４) 業務内容 仕様書のとおり
- (５) 発注形態 単体発注
- (６) 資格審査方法 事前審査型
- (７) 本業務に関する入札手続き（一般競争入札参加資格確認申請書等の提出から落札者の決定まで）は紙で行う。

２ 一般競争入札参加資格要件

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる(１)から(３)までの要件すべてを満たす者とする。

- (１) 沖縄県内に主たる営業所があること。
- (２) 過去５年以内に国、地方公共団体又はそれに準ずる機関が発注する防護柵等の点検、維持管理等業務のいずれかを行った実績を有すること。
- (３) 共同企業体による参加も可能とするが、この場合の要件は次のとおりとする。
 - ア 共同企業体の構成員のいずれかが、上記(１)及び(２)の要件を満たしていること。
 - イ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として、あるいは単体で本件入札に参加するものでないこと。

３ 一般競争入札に参加できない者

次の各号に該当する者は、本件入札への参加を認めない。

- (１) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者及び同条第２項各号に該当する者で、その事実があった後２年の範囲内で

知事が定める入札参加停止期間を経過していない者

(2) 競争入札参加資格等確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間において、沖縄県の指名停止、又は指名除外の措置を受けた者

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者

(4) 次の各号に該当する者

ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）

イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体

ウ 法人で役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる

4 一般競争入札参加資格の確認等

本件に係る入札に参加を希望する者は、参加資格の有無の確認を行うので、一般競争入札参加資格等確認申請書（第 1 号様式）に必要な書類を添付し、直接または郵送により、次に定めるところにより提出すること。

(1) 提出期限 令和 8 年 8 月 31 日（月）17 時 提出場所に必着

※土日、祝日を除く 9 時 30 分から 17 時まで受付

(2) 提出場所 下記(4)ウ記載に掲げる場所

(3) 提出書類 次の書類を提出

①入札参加資格等確認申請書（第 1 号様式）

②「2 入札参加資格要件」各号に該当することを証する資料

③入札保証金免除に該当する場合は、次のいずれかを添付すること。なお、入札保証金を納付する場合は納付書を発行するので、担当者へ連絡すること。

・ 国又は地方公共団体と同種類・同規模契約の履行実績がある場合

→契約書の写し等

・ 入札保証契約を締結した場合→その証書

※「6 入札保証金」を参照

(4) 申請書及び契約条項等の入手方法

ア 入札説明書及び申請様式等は沖縄県ホームページに掲載するので、希望者は下記いずれかからダウンロードすること。

・ 沖縄県ホームページの「公募・入札」情報サイト

(<https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/index.html>)

・ 沖縄県自然保護課ホームページ

(<https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizen/index.html>)

イ 期間 令和 8 年 8 月 19 日（水）から同年 8 月 31 日（月）まで

ウ 問合せ先

沖縄県環境部自然保護課 希少種・外来種対策班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁4階

電話 098-866-2243 E-mail: aa039004@pref.okinawa.lg.jp

(5) 参加資格の確認結果については、令和8年9月7日（月）までに通知する。

5 入札日時及び場所

令和8年9月8日（火）14時00分 沖縄県庁内

6 入札保証金

本件入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年県規則第12号）第100条第1項の規定に基づき、見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した二以上の契約をすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 同一人が同一事項について行った2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合又はその他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者のした入札
- (9) 代理人が入札する場合で、委任状の提出がない場合及び入札書に代理人の署名又は記名押印いずれかがない場合

8 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申

込みをした者を落札者とする。

9 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。